

栃木県土地利用基本計画（計画図）の変更について

(1) 総括表

区 分	現 行 計 画 の 面 積 (h a)	県土面積に 占める割合 (%)	変更する面積(h a)			変 更 後 の 計 画 面 積 (h a)	県土面積に 占める割合 (%)
			拡 大	縮 小	差 引		
都 市 地 域	413,344	64.5	—	—	—	413,344	64.5
農 業 地 域	285,647	44.6	—	—	—	285,647	44.6
森 林 地 域	347,940	54.3	—	165	△165	347,775	54.3
自然公園地域	133,443	20.8	—	—	—	133,443	20.8
自然保全地域	5,281	0.8	—	—	—	5,281	0.8
五 地 域 計	1,185,655	185.0	—	165	△165	1,185,490	185.0
白 地 地 域	2,692	0.4	—	—	—	2,692	0.4
県 土 面 積	640,809	100.0	—	—	—	640,809	100.0

- (注) 1 県土面積は、令和6年7月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。
 2 五地域の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。
 3 五地域計の面積は、各地域に重複があるため県土面積より大きくなっている。
 4 割合は四捨五入しているため、合計に一致しない場合がある。

- **都 市 地 域**：一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域
 （→都市計画法に基づく都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域）
- **農 業 地 域**：農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域
 （→農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域）
- **森 林 地 域**：森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域
 （→森林法に基づく国有林又は地域森林計画対象民有林として指定されている又は指定されることが予定されている地域）
- **自然公園地域**：優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域
 （→自然公園法に基づく国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域）
- **自然保全地域**：良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域
 （→自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域又は都道府県の条例に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域）
- **白 地 地 域**：上記地域のいずれにも属さない地域

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名 関係市町名	変更する面積		変更部分の 現況等 (ha)	変更を必要とする理由
		拡大 (ha)	縮小 (ha)		
1	足利森林地域 足利市 (5頁ー7頁)	—	2.6	建物 2.6	関係法令との調整が図られた上で工場・事業所が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
2	栃木森林地域 栃木市 (8頁ー10頁)	—	34.9	その他 34.9	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
3	栃木森林地域 栃木市 (11頁ー13頁)	—	26.8	その他 26.8	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	栃木森林地域 栃木市 (14頁ー16頁)	—	1.5	その他 1.5	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	鹿沼森林地域 鹿沼市 (17頁ー19頁)	—	2.6	その他 2.6	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	鹿沼森林地域 鹿沼市 (20頁ー22頁)	—	4.7	その他 4.7	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
7	日光森林地域 日光市 (23頁ー25頁)	—	1.8	建物 1.8	関係法令との調整が図られた上で工場・倉庫が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
8	日光森林地域 日光市 (26頁ー28頁)	—	1.9	その他 1.9	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
9	真岡森林地域 真岡市 (29頁ー31頁)	—	3.0	建物 3.0	関係法令との調整が図られた上で工場・事業所が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
10	那須塩原森林地域 那須塩原市 (32頁ー34頁)	—	13.6	農地 13.6	関係法令との調整が図られた上で農用地が造成されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
11	那須塩原森林地域 那須塩原市 (35頁ー37頁)	—	2.9	その他 2.9	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
12	那須塩原森林地域 那須塩原市 (38頁ー40頁)	—	2.1	その他 2.1	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
13	さくら森林地域 さくら市 (41頁ー43頁)	—	8.5	その他 8.5	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

整理 番号	変更地域名 関係市町名	変更する面積		変更部分の 現況等 (ha)	変更を必要とする理由
		拡大(ha)	縮小(ha)		
14	那須烏山森林地域 那須烏山市 (44頁ー46頁)	—	13.7	その他 13.7	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
15	那須烏山森林地域 那須烏山市 (47頁ー49頁)	—	4.8	その他 4.8	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
16	那須烏山森林地域 那須烏山市 (50頁ー52頁)	—	3.0	その他 3.0	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
17	那須烏山森林地域 那須烏山市 (53頁ー55頁)	—	2.4	その他 2.4	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
18	那須烏山森林地域 那須烏山市 (56頁ー58頁)	—	2.5	その他 2.5	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
19	益子森林地域 益子町 (59頁ー61頁)	—	3.0	その他 3.0	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
20	市貝森林地域 市貝町 (62頁ー64頁)	—	7.1	その他 7.1	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
21	市貝森林地域 市貝町 (65頁ー67頁)	—	3.1	その他 3.1	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
22	那須森林地域 那須町 (68頁ー70頁)	—	2.0	その他 2.0	関係法令との調整が図られた上で太陽光発電施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
23	那珂川森林地域 那珂川町 (71頁ー73頁)	—	16.4	建物 16.4	関係法令との調整が図られた上で最終処分場施設が建設されたことにより、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
	森林地域変更面積 小計	—	164.9	【凡例:変更理由】 黄…工場等建設済 緑…太陽光発電施設整備済 橙…農用地造成済 青…最終処分場施設建設済	
	変更面積 合計	—	164.9		

土地利用基本計画（計画図）の変更スケジュール（参考）

